

3 一般行政職の級別職員数等の状況

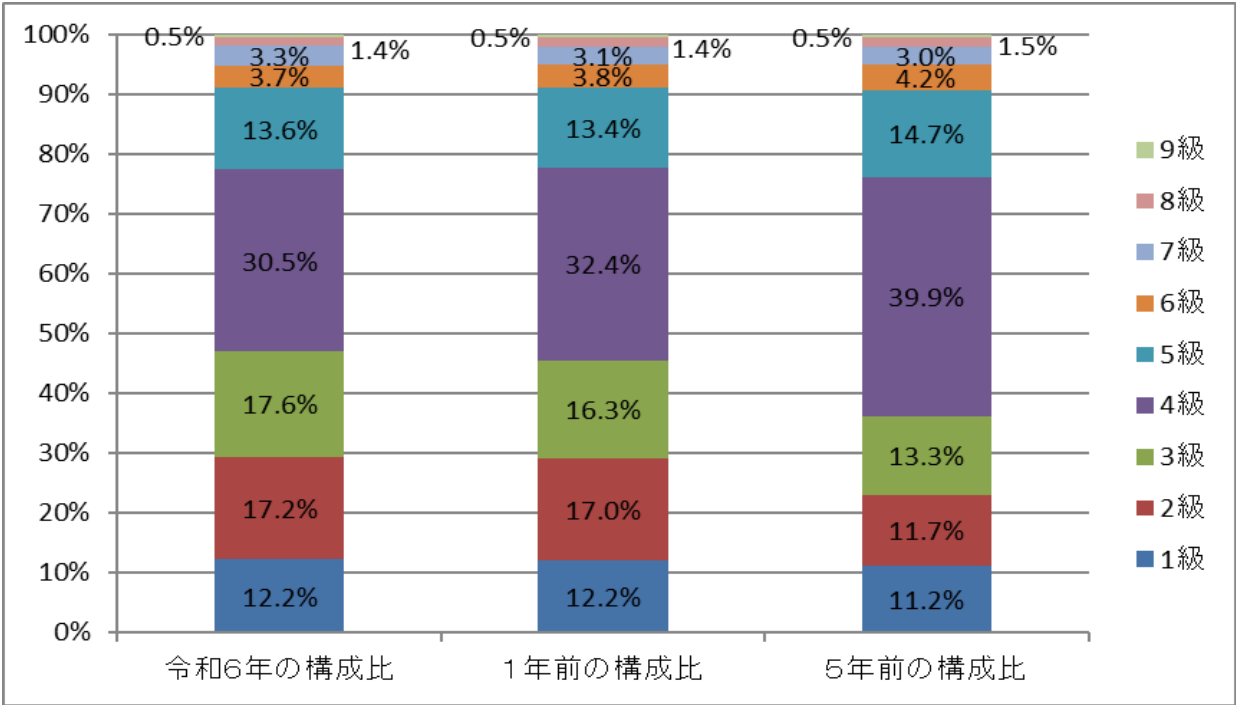
(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和6年4月1日現在)

本県における一般行政職の職員に適用される行政職給料表は、職務により1級から9級までの9区分に分かれており、これらは、10級制となっている国の行政職俸給表(一)の1級から9級までの区分と同じです。

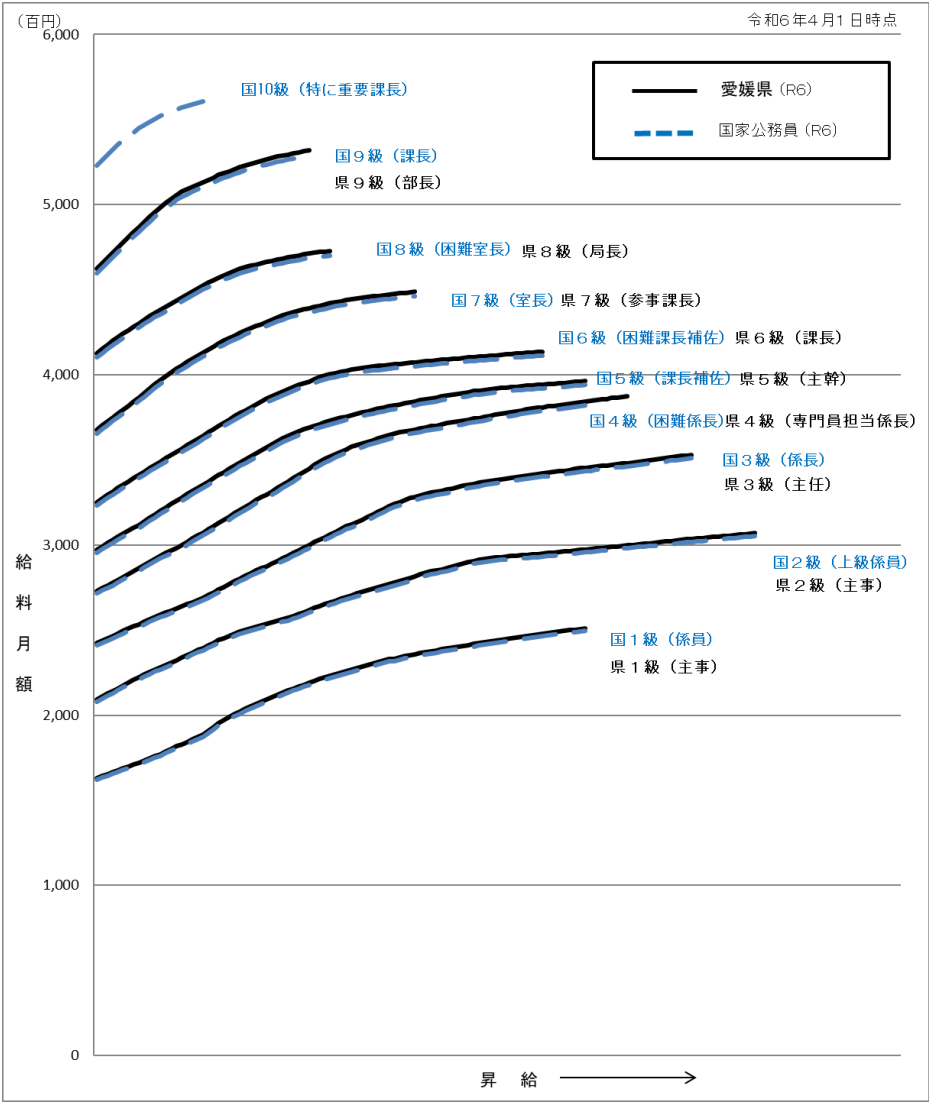
令和6年4月1日現在における級別職員数とその構成比は、以下のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	482人	12.2%	163,023円	250,821円
2級	主事・技師	678人	17.2%	209,185円	306,939円
3級	主任・係長	694人	17.6%	242,273円	353,000円
4級	専門員	1,202人	30.5%	273,148円	387,395円
5級	課長補佐・主幹	535人	13.6%	297,083円	396,245円
6級	課長	147人	3.7%	324,941円	413,644円
7級	参事	129人	3.3%	367,583円	448,743円
8級	局長	54人	1.4%	412,638円	472,679円
9級	部長	19人	0.5%	462,521円	531,914円
計		3,940人	100.0%		

- 注1 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
- 2 本来の給料月額の7割水準に設定される職員及び暫定再任用職員は含んでいません。
- 3 構成比は、小数点第2位で四捨五入しているため、各区分の合計は100.0%にならないこともあります。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和6年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)(愛媛県)

地方公務員法第40条に基づき、毎年12月1日現在を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施しています。

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ (一律)					
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					